

安城市監査公表 第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監

査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成28年3月31日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 今 原 康 徳

平成27年度

行政監査結果報告

～自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理について～

安 城 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査テーマ

自動体外式除細動器（A E D）の設置及び管理について

2 監査テーマ選定の趣旨

A E Dは、平成16年7月から救命の現場に居合わせた非医療従事者が臨時的にA E Dを使用することができるようになり、公共施設を中心に普及してきている。しかし、A E Dは薬事法により高度管理医療機器及び特定保守管理機器に指定されており、適切な管理を行わなければ人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長名の「自動体外式除細動器（A E D）の適切な管理等の実施について」通知において、A E Dの適切な管理を徹底するよう通知がなされ、平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長名で適切な管理等の実施について再通知がなされている。

現在、本市においても各公共施設や学校などの教育施設で、136施設158台が設置されている。そして、活用された事例として、平成27年1月に地区公民館において、心肺停止状態の女性に対し、公民館職員と利用者が協力してA E Dの操作と心肺蘇生を施し、意識が回復したと新聞に掲載されている。

A E Dの管理については、上記事例のようにいつでも使用できる状態にあり、職員等が操作を行える状況にあることが必要と考える。このため、日常点検等の実施状況、職員の救命講習等の受講状況、設置場所の表示や情報提供について、また、指定管理者に対する指導監督等が適切に行われているかなどを把握し、今後のA E Dの適切な管理に資することを目的に監査を実施する。

3 監査の対象

健康推進課を主たる対象課とした。また、A E Dを設置している安城市内の市管理施設、市立小中学校、市立幼稚園・保育園、私立幼稚園・保育園、指定管理者管理施設、安城市A E D設置費補助金を受給した町内会、衣浦東部広域連合並びに施設職員を対象として実施した。

主な調査の内容は、以下のとおりである。

（1）適切な管理について

（2）心肺蘇生等知識の習得について

- (3) 関係団体の状況について
- (4) A E Dの設置情報の登録について
- (5) 現地調査

4 監査の着眼点

「いつでも使用できる状態にしてあるのか」との観点から、次に掲げる事項を監査の判断基準とした。

- (1) A E Dは適切に設置されているか。
- (2) A E Dの日常的な点検の実施や管理がされているか。
- (3) A E Dの設置場所の表示や啓発及び情報提供が適切に行われているか。
- (4) A E Dの操作方法の習得が適切に行われているか。
- (5) 指定管理者制度導入施設では、A E Dの管理に関し所管課から指示が適切に行われているか。
- (6) A E D設置費補助金により導入した町内会への指導が行われているか。

5 監査の期間

平成27年11月2日（月）から平成28年3月22日（火）まで

6 監査の方法

監査対象課及び対象施設等に対し調査書類及び関係資料の提出を求め、市職員にはアンケート調査を実施し、それらに基づいて監査を実施した。また、必要に応じて、関係職員から事情聴取を行った。

第2 設置及び管理の状況

1 設置状況について

平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、AEDの設置が推奨される施設として市役所、公民館、学校及びスポーツ関連施設等が例示されている。

本市では、平成18年度から健康推進課がAEDを一括して購入し消耗品の交換を定期的に行い、市管理施設、小中学校、市立幼稚園・保育園、私立幼稚園・保育園、指定管理者施設へのAEDの設置を進めてきた。また、市民協働課の安城市AED設置費補助金を活用して町内会等にも設置がされている。平成27年12月1日現在、136施設に158台が設置されている。

AEDの設置目的は、公共施設、不特定多数の集客施設、人口密集地域に位置する公共施設、スポーツ施設、福祉施設、避難所など施設の特性に応じた市民等を対象としたものである。

市内には上記のほか、病院、スーパーなど民間事業者や県立学校など一般に公開しているものを含めると、222施設で327台が設置されている（一般財団法人日本救急医療財団の登録数）。

（1）施設別設置台数の状況

調査の結果は、次表のとおりである。

	設置施設数	設置台数
市管理施設（市役所、保健センター等）	27	41
小中学校	29	29
市立幼稚園・保育園	27	27
私立幼稚園・保育園	21	21
指定管理者施設（堀内公園、福祉センター等）	20	26
町内会	12	14
計	136	158

主な設置場所は、市役所本・北・西庁舎、総合斎苑、教育センター、中央図書館などで各1台、保健センターには2台とパッドの予備がある。地区公民館には貸し出し用が備えてあり、スポーツ施設にも複数台ある。

(2) 使用実績

監査対象施設が管理するAEDで、平成28年2月10日までの間に、12件使用されている。そのうち電気ショックを実施したのが3件で、その後社会復帰をしている。

(3) 設置場所の表示及び把握

ガイドラインでは、AEDの配置場所が容易に把握できるよう施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示あるいは位置案内などを適切に掲示されていることが求められている。また、AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められている。

設置場所の表示がされているのは、127施設（93.4％）であった。表示がない等の回答をした施設では事務室や職員室などに設置していた。

監査対象施設に勤務する職員へのアンケートの結果は以下のとおりである。なお、町内会については、常勤職員数が少ないため調査を実施していない。

	設置場所を把握している者の割合（％）
市管理施設	81.2
小中学校	100.0
市立幼稚園・保育園	98.3
私立幼稚園・保育園	100.0
指定管理者施設	100.0
町内会	—
計	—

(4) 設置場所と装着可能時間

事務室や職員室、ロビーなどすべて屋内に設置されていた。

小中学校に対しては、設置場所から最も移動時間のかかる学校内の施設と必要な移動時間を調査した。その結果、移動に必要な時間を、5分が2校、4分が2校、3分が6校かかるとしている。また、水泳指導時にはプールへAEDを移動させているとの回答があった。

(5) 利用可能時間

施設の業務時間内に限るとの回答があったのは、次表のとおり65施設（47.8％）であった。

	施設数	業務時間内
市管理施設（市役所、保健センター等）	27	23
小中学校	29	—
市立幼稚園・保育園	27	14
私立幼稚園・保育園	21	—
指定管理者施設（堀内公園、福祉センター等）	20	19
町内会	12	9
計	136	65

AEDは可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましいことから、指定管理者制度を導入している堀内公園では、指定管理者の自主的な判断により、夜間には夜間警備室にAEDを移動させ、近隣住民への貸し出し対応をしている。

24時間使用可能な状態であっても、現状では、施設の屋内に設置されている。時間外の利用の可能性があることから、屋外から見える窓際に設置し、「緊急の場合は、ガラスを割ってご使用ください。」との張り紙をしている施設もある。



施設の業務時間以外で救命のためAEDを利用しようとしても、窓ガラスを割ることを躊躇する可能性がある。

2 日常点検の実施及び管理の状況について

平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」の設置者等が行うべき事項等について調査を行った。

（1）点検担当者の配置

設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置しているのは、次表のとおり127施設（93.4%）であった。

	施設数	配置
市管理施設（市役所、保健センター等）	27	24

小中学校	2 9	2 7
市立幼稚園・保育園	2 7	2 7
私立幼稚園・保育園	2 1	2 0
指定管理者施設（堀内公園、福祉センター等）	2 0	2 0
町内会	1 2	9
計	1 3 6	1 2 7

施設によっては勤務形態の状況により点検担当者を特定せず、複数の職員による交代制を採用している施設もある。なお、特定の点検担当者の配置をしていない理由として、リモート監視システムがあるためとの回答もあった。

（２）日常点検の状況

A E D本体のインジケータのランプの色や表示により、A E Dが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認しているのは、6 8施設（5 0．0％）であり、点検頻度等詳細は以下のとおりである。

	施設数	毎日	週 1 回 以上	月 1 回 以上	数ヶ月 に 1 回	点検を してい ない、 未回答
市管理施設	2 7	1 3	2	7	1	4
小中学校	2 9	7	5	1 4	0	3
市立幼稚園・保育園	2 7	2 7	0	0	0	0
私立幼稚園・保育園	2 1	7	1	9	3	1
指定管理者施設	2 0	1 2	0	7	1	0
町内会	1 2	2	0	5	1	4
計	1 3 6	6 8	8	4 2	6	1 2

なお、点検をしていない理由として、リモート監視システムがあるためとの回答をした施設が 3 件あった。

（３）日常点検の記録

点検の記録があるのは、次表のとおり 9 4施設（6 9．1％）であった。

	施設数	記録あり
市管理施設（市役所、保健センター等）	2 7	1 5
小中学校	2 9	1 4

市立幼稚園・保育園	2 7	2 7
私立幼稚園・保育園	2 1	1 8
指定管理者施設（堀内公園、福祉センター等）	2 0	1 8
町内会	1 2	2
計	1 3 6	9 4

（４）表示ラベルの有無及び交換時期等の記載

製造販売業者等から交付される表示ラベルが取り付けられ、表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等が記載されているのは、１３３施設（９７．８％）であった。

交換時期が過ぎた若しくは未記入の施設が、町内会に見受けられた。

３ 設置場所にかかる情報提供について

AEDを有効に機能させるため、AEDの配置情報を公開することが求められている。地域のAEDの情報を積極的に一般財団法人日本救急医療財団やあいちAEDマップ、市公式ウェブサイトに登録し、市民に情報提供することが望ましい。

（１）情報提供

平成２８年１月１９日現在、あいちAEDマップへの安城市内の登録は１１６施設であった。そのうち、監査対象施設の登録状況は、市管理施設では２２施設（登録割合８１．５％）、小中学校は１１校（登録割合３７．９％）、市立幼稚園・保育園は２６園（登録割合９６．３％）、私立幼稚園・保育園は８園（登録割合３８．１％）、指定管理者施設は１３施設（６５．０％）で、町内会の登録はなかった。

衣浦東部広域連合への調査では、通信指令室で心肺停止状態と想定される救急通報を受信した場合に、AEDの設置場所を教示することがあり、その情報源はあいちAEDマップであるとのことであった。

また、平成２８年２月１５日現在、一般財団法人日本救急医療財団への安城市内の登録は２２２施設であった。そのうち、監査対象施設の登録状況は、市管理施設では７件（登録割合２５．９％）、指定管理施設は４件（登録割合２０．０％）、町内会は１４件（登録割合７３．７％）で、小中学校、市立幼稚園・保育園、私立幼稚園・保育園の登録はなかった。

（２）学校施設開放利用登録団体への説明

小中学校の休日夜間の体育施設利用者に対し、ＡＥＤの設置場所と利用時の注意点等の説明をしているかどうかの調査をした結果、説明をしているのが２５校（８６．２％）、説明をしていないのが４校（１３．８％）であった。

４ ＡＥＤの操作方法の習得について

ガイドラインでは、ＡＥＤの配置を進めるだけでなく、教育と訓練によりＡＥＤを使用できる人材を増やしていくことが必要とされている。ＡＥＤの設置施設の関係者や一般市民の心肺蘇生法の理解を深めることが必要となる。

（１）設置施設の職員等への救命講習等の状況

普通救命講習等を受講した施設職員は、次表のとおりである。なお、町内会については、常勤職員数が少ないため普通救命講習等の受講状況調査は実施していない。

	普通救命講習等を受講した施設職員の割合（％）
市管理施設	８６．２
小中学校	６８．７
市立幼稚園・保育園	１００．０
私立幼稚園・保育園	２８．５
指定管理者施設	６２．４
町内会	—
計	—

（２）施設内研修等の状況

公立及び私立幼稚園・保育園では、ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）対応訓練、保健師や看護師による心肺蘇生法やＡＥＤの使用訓練を実施している。

小学校では、水泳授業の開始前に救急法の短期講習を保護者ととともに実施している。地域住民にも声かけして、平成２７年度に地域住民７５０名余が受講している。

指定管理者施設で福祉目的の施設では、普通救命講習の受講やＡＥＤ活用の講習を実施している。スポーツ目的の施設では、ＡＥＤを用いた心肺蘇生の模擬訓練を毎日実施し、日常的指導教育や定期的な普通救命講習を実施し

ている。

市管理施設と市立幼稚園・保育園に勤務する職員へのアンケートで、「心肺蘇生法やAEDを使用する自信があるか」との問いに対し、「ある」と回答したのは、市管理施設に勤務する職員で32.6%、市立幼稚園・保育園に勤務する職員で55.2%であった。その他の施設で、使用できる常勤職員の割合は、小中学校で98.3%、私立幼稚園・保育園で69.1%、指定管理者施設で90.8%、町内会で66.6%であった。

講習や研修の受講と使用できる職員の割合は、比例している。

(3) 自主防災会における地域住民への救急講習等の実績

市内自主防災会の73の組織が、防災訓練などを開催している。平成27年度では、37の組織が救命入門コースを設け、5,700名余が講習を受けている。AEDを使用できる人材の育成につながる地域の活動の一つとなっている。

市職員に対し、地元の自主防災組織が行う防災訓練等（安否確認は除く）に参加したことがあるかとのアンケートの結果は、市管理施設に勤務する職員が47.7%、幼稚園、保育園に勤務する職員で29.3%であった。

(4) 小中学校における児童生徒への救急法講習

小学校で2校、中学校で6校が児童生徒への救急法講習を実施しているとの回答があった。受講者数は600名余である。

(5) 安城消防署管内での講習等

普通救命講習受講者は、平成

25年度1,351人、平成26年度1,353人、平成27年度1,172人（12月1日現在）となっている。また、出前講座などでは、平成25年度62回5,165人、平成26年度70回5,079人、平成27年度69回6,109人（12月1日現在）となっている。

衣浦東部広域連合のウェブサイトには、「応急手当WEB講習（e-ラーニング）」のページが作成されており、応急手当講習を受講しやすい環境を



整えている。

5 指定管理者制度導入施設での管理について

20施設のうち所管課から適正な管理に関する指示があったのは、7施設である。その内容は、常時使用可能な状態にすること、健康推進課の指示通りの管理をすることであった。指示がないとした13施設の点検状況は、毎日が8施設、週1回が4施設、年2回が1施設であり、消耗品の使用期限は過ぎていなかった。

6 町内会に対する適正な管理の周知について

安城市AED設置費補助金交付要綱第4条第1項において、「町内会は、本要綱により設置したAEDの保守管理に関して安城市が設置するAEDの保守管理に準ずる機材管理をするように努めるものとする。また、安城市長は必要に応じてその保守管理状況を監査することができる。」としている。補助金交付事務を担当する市民協働課に確認したところ、具体的な管理の方法を明示した資料はないとのことであった。また、調査の結果、指導を行ったことはないとのことであった。

AED本体及び同時に購入する備品等の初回購入経費は、機種等により差があるものの、1台あたり30万円前後で、その2分の1の額（上限25万円）を町内会に補助している。

<参考資料>

(1) AED設置及び非設置施設

ア 市管理施設のうち設置されている施設

本庁舎、北庁舎、西庁舎、西会館、文化センター、保健センター、総合斎苑、サルビア学園、子育て支援総合拠点施設、青少年の家、桜井公民館、北部公民館、西部公民館、作野公民館、安祥公民館、東部公民館、南部公民館、二本木公民館、中部公民館、昭林公民館、教育センター、中央図書館、歴史博物館、体育館、スポーツセンター、アグリライフ支援センター、浄水管理事務所

イ 市管理施設のうち設置されていない施設

環境クリーンセンター、清掃事業所、リサイクルプラザ、せん定枝リサイクルプラント、南部調理場、北部調理場、中部調理場

ウ 指定管理者制度導入施設のうち設置されている施設

総合福祉センター、北部福祉センター、西部福祉センター、作野福祉センター、桜井福祉センター、中部福祉センター、安祥福祉センター、社会福祉会館、安祥デイサービスセンター、養護老人ホーム、市民会館、安祥閣、丈山苑、レジャープール、勤労福祉会館、堀内公園、秋葉いこいの広場、デンパーク、市民交流センター、シルバー人材センター

エ 指定管理者制度導入施設のうち設置されていない施設

安城市虹の家

(2) A E D 本体及び消耗品にかかる支出額と更新のタイミング

		市管理施設、小中学校、指定管理者施設						市立及び私立幼稚園・		
		Aグループ 72台			Bグループ 13台			保育園 49台		
年度	支出額	本体	パッド	バッテリー	本体	パッド	バッテリー	本体	パッド	バッテリー
H18	21,830	新規								
H19	16,515		交換					新規		
H20	0				寄贈					
H21	1,725		交換	交換					交換	
H22	5,373					交換				
H23	4,338		交換						交換	交換
H24	1,270	↓				交換	交換	↓		
H25	19,248	更新							交換	
H26	13,376				↓	交換		更新		
H27	4,238	↓	交換		更新			↓		
合計	87,909	以降も、使用期限前に更新交換が必要となる								

単位：千円（1,000 円未満切上げ） ※合計額は実支出額を合算し 1,000 円未満切上げ

更新のタイミングと概算額：本体 7 年 30 万円、パッド 2 年 1 万円、バッテリー 4 年 3 万円

Aグループ：市役所、保健センター、小中学校、福祉センター、公民館、体育館など

Bグループ：市民会館、貸し出し用など

(3) 安城市 A E D 設置費補助金交付実績 単位：千円

年度	支出額	設置状況	年度	支出額	設置状況	
H22	1,301	7 町内会で 9 台	H25	492	3 町内会で 3 台	計 3,435 千円 20 町内会で 22 台
H23	478	3 町内会で 3 台	H26	458	3 町内会で 3 台	
H24	382	2 町内会で 2 台	H27	324	2 町内会で 2 台	

(4) 施設管理者への調査及びアンケート調査について

課題として認識している一部を記載する。

ア 市職員

- ・躊躇なく動けるように、職員全員が定期的な講習を受けることが大事。
- ・プライバシー配慮のため、傷病者を覆うもの等が必要だと思う。
- ・職員同士で声を掛け合い、率先して動くことが必要。
- ・的確に行動できるように、正しい知識が必要。

イ 小中学校

- ・校内に複数台 AED があると緊急時の対応が迅速にできる。
- ・学校施設開放利用者向けに、体育館に 1 台常設する必要がある。
- ・土・日曜日は運動場から分かるようにし、施設開放に備えている。
- ・プール使用時は、指導者がプールに設置している。

ウ 私立幼稚園・保育園

- ・屋外設置を行いたい。

エ 指定管理者管理施設

- ・夜間の専用ボックスがあれば、いつでも貸出対応がスムーズで利用しやすい。
- ・施設の休館日は窓ガラスを割れば使用可能だが、割ることに躊躇する。
- ・日常訓練の質向上のため、トレーニング用 AED が常設されるとありがたい。
- ・玄関外に専用ケースを設置し 24 時間対応が望ましい。
- ・一般市民へ普通救命講習の受講を呼びかけている。

オ 町内会

- ・運動会や防災訓練などの際には AED を実施場所に持ち込んでいる（4 組織）。
- ・子ども会などの事業の際には AED を貸し出している（3 組織）。
- ・パッドの使用期限が短く、バッテリー交換は高額なため補助制度を望む。
- ・事務所の閉鎖時の対応が課題。
- ・公民館内での設置のため使用時は開錠可能者に連絡して取り出す。
- ・保守点検に自信がない、サポートしてほしい。

第3 監査の結果

ガイドラインによれば、「単にAEDの設置数を増やすだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。今後は、本ガイドラインでも示したように、効率性を考えた戦略的配置と、管理と教育・訓練など、いざという時にAEDが機能するような日頃からの準備を充実させていく必要がある。」としている。

今回の監査において、次のとおり検討すべき点が見受けられた。健康推進課においては、以下の点に留意し、今後とも更なる適切な管理に努められたい。

1 設置状況について

市管理施設におけるAEDの設置状況は、概ね適切である。課題としては、AEDの設置場所が屋内であるため、必ずしも24時間いつでも利用できる状態になっていないことやAEDの設置基準等が明確になっていないことが挙げられる。具体的には次の3点である。

まず、AEDを管理している施設の業務時間外での使用は、AEDが屋内での保管のため使用が制限されている状態である。

次に、隣接する施設にAEDが設置されているものの、当該施設には設置されていない市管理施設がある。

最後に、施設としてはAEDが1台設置されているものの、移動にかかる時間を考慮して配置しているかどうか疑問を感じる。小中学校の水泳指導時には職員室などからプールへAEDを配置させているため、プールから広い校内に移動させるとなれば、時間がかかる場合もある。

これらのことから、AEDの統括的な所管課の役割を果たしている健康推進課が、明確なAEDの設置基準や配置にあたって考慮すべきことを定めるべきであると考ええる。

2 日常的な点検管理について

AEDの日常的な点検管理については、施設によって差があるものの低い評価となっている。その理由として、AEDをどのように点検管理をしていくのかという情報が不足していることやリモート監視システムへの依存、日常点検の重要性が周知されていないことが挙げられる。

日常点検の必要性については、平成21年4月16日付け厚生労働省医政局長・医薬食品局長名でAEDの適切な管理を求める通知が出され、その後も注

意喚起がなされている。平成25年9月27日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知で、AEDの製造販売業者あてに、平成21年通知を参考に、日常点検の重要性と消耗品の管理の必要性等について、改めてすべての設置者・購入者に情報提供することを求めている。

本市でも、平成26年5月及び平成27年6月公告の条件付き一般競争入札（物品購入）のAED仕様書において、受注者は納品時に、各施設のAED担当へ日常点検方法及び取扱説明書内の点検表の使用方法について説明することを条件としている。

いざという時に使えるように各施設でAEDを管理していくことが重要である。健康推進課で導入しているリモート監視システムは補完的なシステムであり、各施設での点検管理がその施設での救命措置につながることを各施設管理者が認識していただきたい。そのためにも、日常点検の方法と実施の記録及び報告方法を整理し、日常点検の運用基準を定め、改めて各施設管理者へ日常点検の重要性とともに周知をしていただきたい。

また、健康推進課による二重チェックの機能を果たすリモート監視システム自体の異常の有無を確認する運用基準等を定めるとともに、各施設のAEDの管理の補助をしていただきたい。

3 設置情報の登録について

一般財団法人日本救急医療財団への登録状況は、低い評価となっている。平成27年8月25日付け厚生労働省医政局長通知や消防庁救急企画室長通知により、同財団へ積極的に登録するよう依頼されている。また、同財団とあいちAEDマップへの情報連携により、さらなる市民への情報提供と地域の救命率の向上が期待される。

屋内設置の施設では使用に時間的な制限があるため、その情報を含めて登録を進めるよう、各施設管理者への協力依頼をしていただきたい。また、屋外設置を進める計画があるため、設置場所の変更があればその更新登録の依頼もしていただきたい。

4 操作方法の習得について

ガイドラインによれば、「心肺蘇生法を学ぶことで救命意識は向上し、心肺蘇生法の実施割合が増加する」との報告もある。勤務中の職員には、より高い

頻度でA E Dを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性がある。日ごろから施設内の最寄りのA E D設置場所を把握しておくとともにA E Dを含む日常的な訓練を定期的に受けておく必要がある。」としている。

市職員では、勤務場所のA E D設置場所を把握している割合、また、普通救命講習等の受講割合とも高かった。定期的に研修等で受講している施設においては、引き続き受講に努めていただきたい。しかし、勤務場所によっては、定期的に普通救命講習等を受講する機会が少なくなる場合がある。

今後は、A E Dを使用できる人材を増やしていく必要がある。地元の自主防災組織が行う救命講習等への参加や、衣浦東部広域連合のウェブサイト「応急手当WEB講習（e - ラーニング）」で心肺蘇生とA E Dの使い方を学ぶことができるので、健康推進課としても機会を捉えて、心肺蘇生とA E Dの使い方を学ぶよう働きかけをしていただきたい。

5 指定管理者制度導入施設での管理について

A E Dの管理は指定管理者が行うとしても、市は公の施設の設置者として、いつでも使える状態に管理指導する責務がある。

指定管理者制度を導入している所管課から指定管理者への指示ができるよう、市管理施設同様、日常点検の方法と実施の記録及び報告方法を明示し、所管課から指導するよう協力をしていただきたい。

6 町内会での管理について

安城市A E D設置費補助金交付要綱では、町内会等への補助金交付の目的を「地域住民の安全・安心の向上に資するため」としている。所期の目的を達成するためには、日常的な管理が必要となる。

町内会への納品時に、A E Dの納入業者から管理方法の説明を受けているとは思われるが、現状では、適切な管理がされているとの評価はできない。町内会等への調査で、保守点検に自信がなくサポートを望むとの回答もあった。日常点検の方法と実施の記録及び報告方法を明示し、市民協働課から指導できるよう協力をしていただきたい。

第4 むすび

119番通報をしてから救急車が到着するまで平均して8分かかり、救急隊が処置を開始するまでにはさらに時間を要する。救急隊を待っている間に、心肺蘇生を行い、AEDを操作できれば救命率や社会復帰に効果がある。心停止後、3分以内に使用すれば7割が助かり、1分遅れるごとに救命率は1割低下するとされる。

総務省消防庁の平成27年版救急救助の現況によると、「平成26年中に一般市民が心原性心肺機能停止の時点を目撃した傷病者は2万5,255人であり、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者は1万3,679人(54.2%)である。そのうち1ヵ月後生存者は2,106人、1ヵ月後生存率は15.4%であり、心肺蘇生を実施しなかった場合の1ヵ月後生存率8.4%と比較して約1.8倍高くなっている。また、一般市民が心肺蘇生を実施した傷病者のうち1ヵ月後社会復帰者は1,476人、1ヵ月後社会復帰率は10.8%であり、心肺蘇生が実施されなかった場合の1ヵ月後社会復帰率4.3%と比較して約2.5倍高くなっている。」としている。

本市においても、12件のAED使用実績があった。AEDをいつでも使用できる状態に維持しておくことは重要である。AEDの管理者においては、今後も適切な管理をするとともに、職員が心肺蘇生法とAEDの使い方を習得し、いざという時にAEDが機能するよう適切な管理に努められることを期待する。